

平成30年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

〔 目 次 〕

福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】	1
複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】	2
福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について 【貸与・販売】	7
全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】	8
軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】	12
介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について【貸与・販売】	15
複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】	16
ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】	17
福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】	20
平成29年度実地指導における指摘事項について【貸与・販売】	23

福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具サービスのより一層の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となってきます。

今後も、厚生労働省より、H26.4.14付報道発表にて公表されました「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、**福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合^{【1】}**は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付してください。

また、平成30年度介護報酬改定において、利用者に交付する福祉用具サービス計画を、担当の介護支援専門員にも交付することが義務付けられましたので留意ください。

【1】について

福祉用具サービス計画（利用計画）の内容についての変更はなく、他の居宅サービス等の内容変更により居宅サービス計画が変更となる場合は、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。

ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者等から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】

平成30年度の介護報酬改定において、利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すことを目的として、福祉用具専門相談員に以下の内容が義務付けられました。

機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。(平成30年4月1日施行)

利用者に交付する福祉用具サービス計画書を介護支援専門員にも交付すること。(平成30年4月1日施行)

貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明すること。(平成30年10月1日施行)

これを踏まえ、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)作成ガイドライン」の中で、複数商品の提示等に当たっての説明様式を提示し、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での考え方や(選定提案)の活用方法、記載上の留意点等を示しています。

福祉用具専門相談員は、適切かつ円滑な制度の施行に向けて、当該ガイドラインをご活用いただきますようお願いいたします。

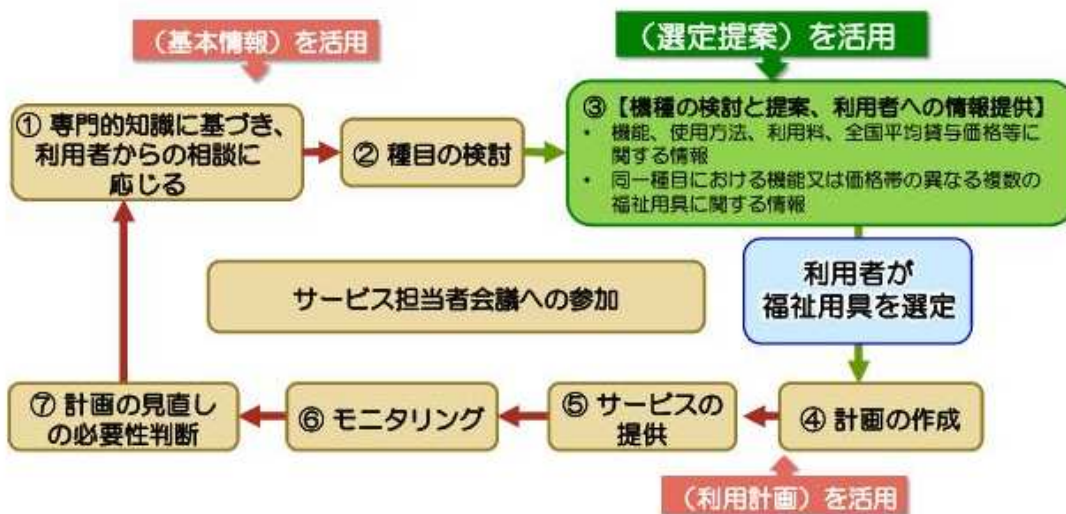
なお、当該様式等の使用を強制する趣旨のものではありませんが、当該様式以外の様式等を使用する場合も、当該様式に記載のある内容を具備しておくようお願いいたします。

<掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ>
説明様式 (http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html)
ガイドライン (http://www.zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf)
「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書
(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html)

【ふくせん福祉用具サービス計画書の3点】



【福祉用具の支援プロセスにおける(選定提案)の位置づけ】



【平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (平成30年3月23日(vol.1))】

【福祉用具貸与】

問130 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

答) 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。
 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合については、理由等、詳細について記録に残しておく必要があります。

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の様式 (平成30年度4月版)

ふくせん 福祉用具サービス計画書(選定提案)								貸与番号	貸与日	貸与期間
フリガナ	利用者名	種	社別	生年月日	年齢	要介護度	要介護期間			
			M・T・S	年 月 日			年 月 日 ~ 年 月 日			
居宅介護 支援事業所							担当ケアマネジャー			
※ 福祉用具が必要な理由(※)										
貸与を提案する福祉用具 (/ 社)										
(※)との 対応	種目		貸与価格(円)		提案する理由	【提示方法】 カタログ Webページ TASページ 実物等	備 考			
	提案品目(商品名)		全国平均							
	機種(型式)/TASコード		貸与価格(円)							

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

「ふくせん福祉用具サービス計画書(利用計画書)の様式(平成30年度4月版)」

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)					管理番号
フリガナ	性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様 女	M・T・S 年 月 日			~
居宅介護 支援事業所					〒
生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)			福祉用具利用目標		
選定福祉用具(レンタル・販売) (/ 枚)					
	品目 機種(型式)	単位数	選定理由		
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
留意事項					
<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 <input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 <input type="checkbox"/> 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。				日付	年 月 日
				署名	印
				(続柄)代筆者名 ()	印
事業所名	福祉用具専門相談員				
住所	TEL	FAX			

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

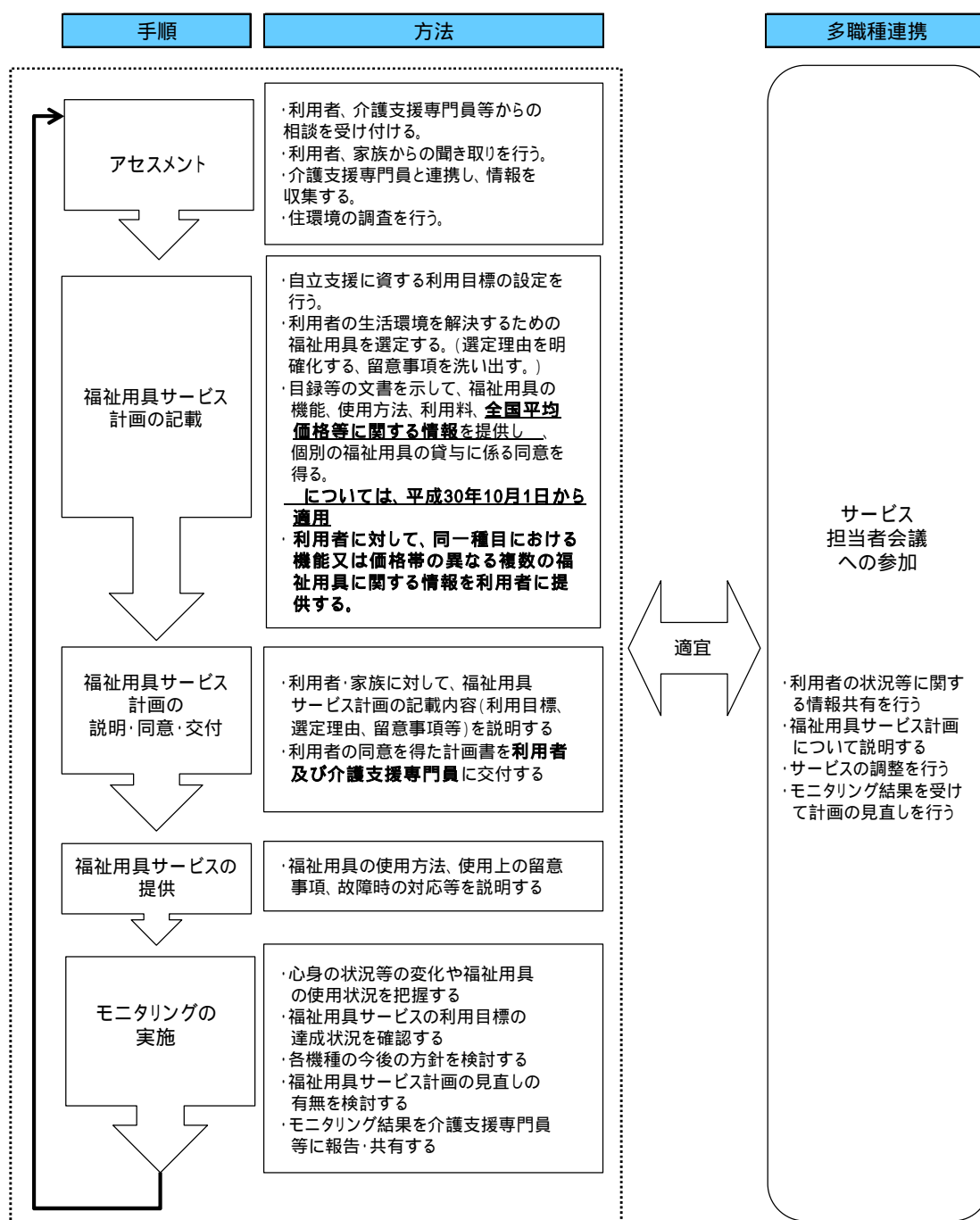
「ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)」の様式(平成30年度4月版)

ふくせん モニタリングシート (訪問確認書)		管理番号		(/ 枚)		
		モニタリング実施日		年	月	日
フリガナ		氏名		年	月	日
利用者名		お話を伺った人		<input type="checkbox"/> 利用者	<input type="checkbox"/> 家族	<input type="checkbox"/> 他()
		確認手段		<input type="checkbox"/> 訪問	<input type="checkbox"/> 電話	
		事業所名				
		福祉用具専門相談員				
		事業所住所				
		TEL				
要介護度		認定期間		～		
フリガナ		介護支援事業所		所属 ケアマネジャー		
利用者名		種				
福祉用具利用目標		目標達成状況				
		達成度		詳細		
1		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
2		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
3		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
4		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
利用福祉用具(品目) 機種(型式)		利用開始日	利用状況 の種類	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
①			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
②			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
③			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
④			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑤			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑥			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑦			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑧			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
利用者等の変化						
身体状況・ADL の変化	<input type="checkbox"/> なし		介護開始① (要介護状態) の変化	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> あり		
家族・近親等 の変化	<input type="checkbox"/> なし		介護開始② (サービス入所 等)・住居等の 変化	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> あり		
総合評価						
福祉用具 サービス 料金の 負担の 必要性	<input type="checkbox"/> なし					
	<input type="checkbox"/> あり					
		次回実施予定日		年	月	日

【平成30年3月 福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業報告書より】

福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について 【貸与・販売】

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
 状況により前後することがあります。



全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】

貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、平成30年10月1日より、当該商品の全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うことになりました。

内容は以下のとおりです。

- ・上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格 + 1標準偏差(1SD)」を上限とします。
- ・平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとします。
- ・公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行います。
- ・全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用します。

それに先駆け、国が商品ごとの貸与価格の全国的な状況を正確に把握するために、福祉用具貸与事業者は介護給付費請求を行うにあたって、平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載することとなっています。

平成30年度以降に貸与される新商品(現在、暫定的なコードを使用している商品を含む。)についても同様に介護給付費明細書に商品コードを記載いただく必要があります。

つきましては、平成30年度以降の商品コードの付与・公表に係る手続き等について、次頁以降に厚生労働省より平成30年4月17日に発出された「平成30年以降の福祉用具貸与に係る商品コード付与・公表について」を掲載しておりますのでご確認ください。

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

事務連絡
平成30年4月17日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課(室) 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「貸与価格の全国的な状況の把握について」(平成29年8月25日老高発0825第1号)及び「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について(平成29年10月19日老高発1019第1号・老老発1019第1号)でお知らせしたとおり、平成29年10月貸与分から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コード(以下「商品コード」という。)を記載いただくこととしたところです。

平成29年9月30日時点の商品コードについては、「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」(平成29年10月19日事務連絡)でお知らせしたところですが、平成30年度以降に貸与される新商品(現在、暫定的なコードを使用している商品を含む。)についても同様に、介護給付費明細書に商品コードを記載いただくことが必要となります。

今般、下記のとおり、平成30年度以降の商品コードの付与・公表に係る手続等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 商品コードの付与について

(1) T A I Sコードについて

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、T A I Sコードを取得する場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ等を御確認の上、

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

必要な手続きを行っていただきますようお願いします。

(2) 福祉用具届出コードについて

T A I Sコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となりますので、別紙「福祉用具貸与価格適正化推進事業「福祉用具届出システム」利用の手引き」(公益財団法人テクノエイド協会)を御確認の上、必要な手続きを行っていただきますようお願いします。

(3) 現在使用されている暫定的な商品コードの取扱いについて

現在、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」の使用を可能としていますが、介護給付費明細書に記載できる暫定的な商品コードについては、平成30年5月貸与分までとします。平成30年6月貸与分以降、暫定的な商品コードを記載した場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、該当する商品については、本年5月10日までにT A I Sコード又は福祉用具届出コードを取得いただきますようお願いします。

2 商品コードの公表について

いずれの商品コードについても、原則、毎月10日までに受け付けた申請は、翌月1日に付与し、同日、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで一覧を公表することとします。

また、平成30年4月2日時点の商品コード一覧については、現在、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで公表しており、5月1日以降についても、毎月更新することとします。

3 商品コードの介護給付費明細書への記載について

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、上記2により公表された商品コードを御確認の上、介護給付費明細書に該当する商品コードを記載いただきますようお願いします。

なお、実際に貸与する月に付与・公表されている商品コードが介護給付費明細書に記載されていない場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、誤りなく正確に記載いただきますようお願いします。

(注) 商品コードの変更が生じた商品について

当月(新たに商品コードが付与・公表された月)の介護給付費明細書には変更前の商品コードを記載し、新たに付与・公表された商品コードは翌月の介護給付費明細書から記載いただきますようお願いします(例えば、

従来届出コードが付与されていた商品について、11月1日にTAISコードが付与された場合は、11月(10月貸与分)の介護給付費明細書には届出コードを記載し、12月(11月貸与分)以降の介護給付費明細書にはTAISコードを記載いただきますようお願いいたします。)

また、「月遅れ分」として請求する場合は、実際に貸与した月に付与・公表されていた商品コードを介護給付費明細書に記載いただきますようお願いいたします。

4 その他

本年7月を目途として、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定しています(貸与件数が月平均100件未満の商品を除く。)

また、公表した貸与価格の上限については、平成30年10月貸与分から適用することとしていますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111 (内 3985)

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

《詳細に関する掲載先：かいごへるぷやまぐちホームページ》

介護保険最新情報 Vol.602

「福祉用具貸与価格の全国的な状況把握について」

(http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/file/1708/001635_f1.pdf)

軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】

軽度者【要支援1・2、要介護1の利用者（排便機能を有する自動排泄処理装置においては、要介護2・3の者も含む。）】は、その状態像から見て使用が想定しにくい（介護予防）福祉用具貸与に係る、下記枠内の福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となり、指定（介護予防）福祉用具貸与費については算定できません。

原則として保険給付の対象外となる種目

- 「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、
- 「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、
- 「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」、
- 「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」

しかしながら、14頁に示す「厚生労働大臣が定める者」については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能¹となります。

下関市では、その判断について「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン」を策定しており、これを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、十分ご理解の上ご対応いただきますようお願いいたします。

1 指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能となる場合

認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

「福祉用具貸与に係る協議書」の提出必要なし

主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

車いす及び車いす付属品

（段差の解消を目的とする）移動用リフト（例：段差解消リフト）

「福祉用具貸与表1」に係る協議書の提出が必要

移動用リフトの中で、「昇降椅子」、「入浴用リフト」、「吊り上げ式リフト」は「福祉用具貸与表2」に係る協議書の提出をお願いします。

利用者の疾病等により次の状態にあり、～までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合

疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合

疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合

疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合

「福祉用具貸与表2」に係る協議書の提出が必要

「厚生労働大臣が定める者」については、14頁の表を参照

もしくは に該当する軽度者の場合は、利用を開始する前に介護支援専門員が介護保険課事業者係に「福祉用具貸与に係る協議書」を提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能となります。

認定遅れ等により、軽度者に該当するかどうか確認できないが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、その時点で介護支援専門員から介護保険課事業者係への事前連絡が必要です。認定がおりた後、介護支援専門員は介護保険課事業者係へ結果を連絡し、必要に応じ「福祉用具貸与に係る協議書」を提出します。もしくは に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還になる可能性があります。

【参考】

単位数表告示11-注4(予防も同じ)、留意事項通知 第2の9(2)

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第94号(H27.3.13付)

「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書²を入手した上で、福祉用具貸与費の算定可能となる要件(～)のどれに該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

(²:認定調査票の基本調査部分だけの写し、軽度者貸与に必要な該当項目を認定調査票から書き写した文書等)

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「できない」	
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	次のいずれかに該当する者		
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	日常的に寝返りが困難な者		
	基本調査1-3(寝返り) 「できない」		
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出。
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか 「できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト)
	(1) 日常的に立ちあがりが困難な者	基本調査1-8(立ちあがり) 「できない」	
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「一部介助」又は 「全介助」	
自動排泄処理装置	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 段差解消機		(3)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 排便が全介助を必要とする者	主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「全介助」	
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者		
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「全介助」	

主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

介護保険給付の対象種目が否か判断が難しい福祉用具について 【貸与・販売】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目がどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【対象種目が否か疑義が生じた製品の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします(現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します)。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」

厚生省告示第93号(H11.3.31付)

平成29年度に福祉用具貸与事業所より、以下の商品について介護保険給付の対象種目に該当するか否かの質問がありました。

検討した結果、下関市では介護保険の給付対象と判断いたしました。

企業名：Panasonic
商品名：スタンディ
TAISコード：00980-000315
製品型番：PN-L80401
分類：床置き式起き上がり用手すり

複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

「複合的機能を有する福祉用具について」

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

(例)「認知症老人徘徊感知機器」

認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーが感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

「複合的機能を有する福祉用具について」(3)を参照

解釈通知において、「屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。(平成21年老振発第0410001号別添第2の1)

【具体例】

- ・ 認知症老人徘徊感知機器に該当する部分(例「床センサー」「コンソール」「メロディチャイム」と通信機器に相当する部分(例 ナースコールと中継するための「中継ボックス」「ナースコール」「センサー」)が区分できる場合には、認知症老人徘徊感知機器に該当する部分に限り保険給付対象とする。(通信機器に相当する部分は、保険給付の対象外とする。)

ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】

ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、平成20年から平成26年までに当該車いすを使用中の死亡・重傷事故が51件発生しています。

これを踏まえ、平成28年7月、消費者安全調査委員会において、消費者安全法に基づく消費者安全確保の見地から、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対し、「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日付け消安委第62号)のとおり、ハンドル形電動車椅子の貸与時等に関するリスク低減策に関する意見具申がなされたところです。

つきましては、ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けて、今般の意見内容が適切に行われるよう、以下の点に特に注意してください。

1 2 厚生労働大臣への意見

(1) ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)の試行

ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)として、以下を試行すること。

介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既に行われている身体的能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体的能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。

運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。

身体的能力(感覚機能、運動機能、認知機能など)及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。

厚生労働省においては、「平成29年度老人保健健康増進等事業」を活用し、具体的なリスク低減策について研究事業を進めることとしています。

福祉用具専門相談員においても、新規に貸与する際の用具の点検、利用者の身体の状態に応じた用具の調整、使用方法の説明・指導の際だけでなく、

既に貸与されている利用者へのモニタリング時の確認においても、上記内容に留意して行ってください。

2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い(横断距離や踏切道側面の段差高さ等)を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等が踏切の横断で使用する事が想定される場合には、

- ・ 充電の残量を常時確認する。
- ・ 踏切の手前では必ず一時停止し、左右の安全確認を行う。
- ・ 線路に対しては直角に進行する。
- ・ 脱輪の恐れがあることから踏切の端には寄り過ぎない。
- ・ 段差の通過は勢いをつけず安全な速度で進行する。

といった安全に使用するための留意事項について、あらかじめ利用者及び家族に説明してください。

なお、迂回が可能な場合には踏切の横断を避けることはもとより、やむを得ず横断する場合でも介助者が同行することが望ましいことは言うまでもありません。

3 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

ハンドル形電動車椅子の登降坂性能(傾斜角度10°以下)を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、登降坂性能を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定するようにしてください。

4 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、

- ・踏切の横断に際し、脱輪等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器又は周囲の協力を得て非常押しボタンを使用する。
- ・急坂、畦道、段差等の走行に際し、バランスを崩す等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器を使用する。

といった周囲へ緊急事態を知らせる方法について、具体的な使用場面を想定しながら検討いただくとともに、必要に応じて実際にハンドル形電動車椅子を使用させながら使用方法の指導を行ってください。

《関係資料》 消費者庁ホームページ

- ・「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日 消安委第62号)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_iken.pdf)
- ・「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」(平成28年7月22日 消費者安全調査委員会)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_houkoku_honbun.pdf)

その他

ハンドル形電動車椅子の安全な使用に向けては、公益財団法人テクノエイド協会の「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」、電動車いす安全普及協会の「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」がそれぞれのホームページで閲覧が可能となっていますので、これらの情報も積極的に活用してください。

《参考》 ・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」

(<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>)

- ・電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」 (<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>)

福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】

同一種目の福祉用具の複数貸与について

居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者のアセスメントにより、利用者の身体状況、使用頻度、使用用途、住環境等の状況に適した型式等を考慮した結果、同一種目の福祉用具を複数貸与することが必要と判断された場合には貸与可能です。

ただしこの場合、同一種目の福祉用具を複数要する理由については特に記録に残しておくようにし、モニタリングを適宜実施して適切な介護保険給付となるよう、福祉用具専門相談員として専門的な立場から助言等を行ってください。

月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としています。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行います。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。

いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程や重要事項説明書に記載する必要があります。

なお、介護給付費明細書の記載方法については、福祉用具貸与を現に行った日数を記載します。

(参照 15.6.30 介護保険最新情報 vol.153 介護報酬に係る Q&A(vol.2))

福祉用具サービス計画の交付について

福祉用具サービス計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合、福祉用具サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更してください。先に交付しても構いませんが、居宅サービス計画との違いが判明した際は、変更した福祉用具サービス計画を改めて交付してください。

(参照 11.9.17 老企第25号第3の11の3)「福祉用具貸与計画の作成」)

短期入所生活介護を1ヶ月間利用している場合の福祉用具貸与について

福祉用具貸与は、居宅要介護者(居宅(軽費老人ホーム等の居室を含む)において介護を受けるもの)を対象としています。

一方、「短期入所生活介護」については、介護保険法第8条第9項に「居宅要介護者について、～老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。」とあり、居宅要介護者に対しての「居宅を離れて提供されるサービスである」と解されます。

よって、短期入所生活介護を1ヶ月間継続して利用している利用者については、この期間居宅に所在していないため、福祉用具貸与費は算定不可と取り扱います。

なお、1ヶ月間のうち1日でも居宅へ帰宅し、その居宅において福祉用具を利用する場合にはこの限りではありません。

車いす付属品、特殊寝台付属品のための貸与について

(質問) サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの入居者が、当該施設が準備した車いすや特殊寝台を利用している場合(介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している場合)、付属品のみを介護保険で貸与することは可能ですか。

既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについての介護保険給付の有無に関らず、付属品のみを介護保険で算定することは可能です。ただし、当該施設が準備した車いすを入居者が共用で利用し、その付属品についても共用で利用する場合、入居者個人の介護保険で貸与することは適切ではないと考えます。また、付属品については、本体と一体的に使用するものに限られているため、以下のような使用例は不適切な事例として介護給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 車いす用クッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・ 特殊寝台付属品を家具調ベッドや簡易式ベッドの付属品として利用する。
- ・ オーバーベッドテーブルを物置(テレビ台や書見台)として使用する。

なお、付属品のための貸与を行う際は、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を、福祉用具サービス計画書(基本情報)「利用している福祉用具」欄に記載してください。

上がり框に据え置く踏み台付き手すりの貸与について

(質問) 玄関の上がり框に据え置く手すりとステップ台がセットになっている製品は、ステップ台も含めて「手すり」として介護保険の給付対象となりますか。

手すりの設置に工事の必要はなく、手すりのベースはネジで止めるようになっている。

製品として、同型式の手すりのみで、ステップ台がセットになっていないものがある。(手すりとステップ台を区分することができる。)

ステップ台は介護保険の給付対象とはなりません。

福祉用具貸与では、複合的機能を有する福祉用具について、それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断します。

手すりとステップ台がセットになっている製品の場合、手すりとステップ台を区分することができ、ステップ台については福祉用具貸与の種目には該当しないため、介護保険の給付対象とはなりません。

入院中に一時帰宅(外泊した場合も含む)した場合の算定について

(質問) 入院中の要介護者について、自宅での生活が可能かどうかを確認するため、退院前に一時的に外泊した際に利用する福祉用具について、介護保険において算定可能となりますか。

入院している者が外泊時に利用する居宅サービスについては、介護保険において算定できません。なお、一時的であっても退院される場合は算定可能となります。

滞在先が複数ある場合の貸与について

(質問) 自宅と長男宅を半月ごとに行き来している利用者について、それぞれの滞在先で福祉用具貸与は算定できますか。

福祉用具はその使用目的が「居宅」での使用であれば、介護保険の対象となります。通常、一人の利用者の「居宅」は一箇所であるものと考えますが、ライフスタイルの多様化により、例外として「居宅」が複数あるということが有り得ます。介護支援専門員が自宅・長男宅どちらも「居宅」とであると判断し、福祉用具専門相談員も含め、心身状況・住環境等を考慮した上で福祉用具の必要性があると判断するのであれば算定可能です。

平成29年度実地指導における指摘事項について【貸与・販売】

< (介護予防)福祉用具貸与 >

1. 内容及び手続の説明及び同意に関すること

(1) 重要事項説明書の「利用者氏名欄」に自動的に名前が印字されており、押印のみ求めている事例がある。

☞ 利用者の同意を得て交付したことがより明確になるよう、利用者(代筆者)に署名押印を求め、交付してください。

(2) 重要事項説明書の同意について、利用者本人による署名ではなく、担当の福祉用具専門相談員が利用者の同意を得た上で、代筆署名していた。なお、代筆署名を行う場合、利用者の記名・押印のみで、代筆者の記名及び続柄については記載していなかった。

☞ 重要事項説明書の同意に関しては、利用者の同意が必要となります。よって、今後は利用者本人の署名により文書同意を得てください。なお、緊急的なサービス利用が必要で、利用者本人が署名を行うことができず、家族等による代筆もできない状況で、利用者本人により代筆を依頼されてサービス提供者自身が署名を行う場合は、当該事情についての記録を残すとともに、利用者及び代筆者の氏名及び関係性についても明記してください。

2. 衛生管理等に関すること

(1) 福祉用具の保管及び消毒を全部委託により他の事業者に行わせているが、当該事業者の業務実施状況について、定期的(委託契約書に掲げた期間)に確認しておらず、その結果等も記録していない。

☞ 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。

よって、委託契約書に掲げた期間で確認し、その結果についての記録を残すこと。

3. 掲示及び目録の備え付けに関すること

(1) 運営規程及び苦情に対する措置の概要、緊急連絡網、組織図を掲示していたが、掲示内容に不十分な箇所がある。

☞ 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、運営規程の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

よって、利用者に対する説明責任として、苦情相談窓口については事業所、下関市福祉部介護保険課事業者係及び山口県国民健康保険団体連合会の連絡先等を追記したものを掲示してください。なお、重要事項説明書には上記内容が含まれているため、代えて掲示しても差し支えありません。

4．秘密保持に関すること

(1) 個人情報を用いる場合の同意について、利用者本人による署名ではなく、担当の福祉用具専門相談員が利用者の同意を得た上で、代筆署名していた。なお、代筆署名を行う場合、利用者の記名・押印のみで、代筆者の記名及び続柄については記載していなかった。

☞ 個人情報利用の同意に関しては、利用者の同意及び家族の同意が必要となります。よって、今後は利用者本人及び家族代表の署名により文書同意を得てください。なお利用者本人が署名を行うことができず、家族等による代筆もできない状況で、利用者本人より代筆を依頼されてサービス提供者自身が署名を行う場合は、当該事情についての記録を残すとともに、利用者及び代筆者の氏名及び関係性についても明記してください。

5．会計に関すること

(1) 介護保険事業及びその他の事業の会計が区分されていない。

☞ 会計については、適用を受ける会計基準等に従って各事業所ごとの収支状況等の内容を明らかにした上で、以下の方法により区分してください。

介護保険事業とその他の事業を区分すること。

各介護保険サービスを区分すること。

福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与の収入額をそれぞれで把握すること。

ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合については、収入額がそれぞれ把握できれば同一の会計として処理して差し支えありません。

6. 指定(介護予防)福祉用具貸与の具体的取扱方針に関すること

(1) 福祉用具貸与計画について、サービス提供開始前に作成していたが、サービス提供開始後に利用者又はその家族に内容を説明し、署名(代筆を含む)により同意を得て交付していた。

☞ 福祉用具専門相談員は、指定(介護予防)福祉用具貸与に当たっては、(介護予防)福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう相談に応じ、目録等の文書を示して福祉用具に関する情報等を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得なければなりません。

よって、当該計画のサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、内容等についての説明、同意、交付についてはサービス提供開始前までに行ってください。

なお、利用者本人から同意を得ることが困難である場合であって、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておいてください。

7. (介護予防)福祉用具貸与計画の作成に関すること

(1) 福祉用具貸与計画の内容について、利用者家族に説明し、利用者家族のみの同意を得て、利用者家族に交付している事例があった。

☞ 福祉用具専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明した上で利用者の同意を得なければならず、また当該(介護予防)福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければなりません。

よって、家族が代筆で署名する場合であっても、利用者の氏名は必ず記載し、利用者に交付してください。

(2) 計画書様式の同意署名欄に一部不備がある。

☞ 1. (介護予防)福祉用具貸与計画について、利用者へ説明し、同意を得て交付したことが書面で確認できるよう、署名欄の「説明・同意」の後に「交付」等の文言を追記してください。

2. 本市においては、利用者本人が署名できず代筆者が署名する場合には、代筆者名及び続柄の記載を必要としているため、代筆者署名欄を設けるなど様式を調製してください。

(3) 基本情報に記載する内容が不十分な事例がある。

☞ 「相談内容」、「身体状況・ADL」の項目について記載漏れが散見された。アセスメントを行うにあたり重要な項目であるため、記載漏れのないようにしてください。

8.(介護予防)福祉用具貸与計画の作成に関する事/居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供に関する事/居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の変更の援助に関する事

(1)車いす付属品の追加利用を希望した利用者について、担当の介護支援専門員の作成する居宅サービス計画の変更もないまま、当該福祉用具を貸与開始し、福祉用具貸与計画についても、追加した内容で新たに作成していなかった。

なお、1月後に別の福祉用具を追加した際に、担当の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成しており、その中に車いす付属品も追加されていたため、それに沿って福祉用具貸与計画も作成していた。

☞ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画に沿った指定福祉用具を提供しなければなりません。

また、指定(介護予防)福祉用具貸与を法定代理受領サービスとして提供するためには、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に位置付けられている必要があることから、利用者が居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

よって、利用者から居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に位置付けのない福祉用具貸与の希望があった場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)へ連絡し、当該貸与について居宅サービス計画(介護予防サービス計画)への位置付けを行った後、(介護予防)福祉用具貸与計画を作成した上でサービス提供を行ってください。

9.適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関する事

(1)1.内部研修を実施しているとのことであったが、実施を確認することができる記録がなかった。

2.外部研修に参加し、参加できなかった職員については資料を回覧する等により情報共有をしているとのことであったが、一部情報共有を行ったことが確認できないものがあった。

☞ 事業者が研修の機会を確保するという観点から、福祉用具専門相談員が各自で研修会に参加した場合や事業者が研修会を開催した場合は、資料等を記録として残し、福祉用具専門相談員全員で情報を共有するようにしてください。

また、情報共有を行うに当たっては、資料等の回覧の際に確認印を押す欄を設ける等により、漏れなく情報共有ができる体制を整えてください。

< 特定(介護予防)福祉用具販売 >

1. 掲示及び目録の備え付けに関すること

(1) 運営規程及び苦情に対する措置の概要、緊急連絡網、組織図を掲示していたが、掲示内容に不十分な箇所がある。

☞ 指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者は、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

よって、利用者に対する説明責任として、苦情相談窓口については事業所、下関市福祉部介護保険課事業者係及び山口県国民健康保険団体連合会の連絡先等を追記したものを掲示してください。なお、重要事項説明書には上記内容が含まれているため、代えて掲示しても差し支えありません。

2. 会計に関すること

(1) 介護保険事業及びその他の事業の会計が区分されていない。

☞ 会計については、次期より、適用を受ける会計基準等に従って各事業所ごとの収支状況等の内容を明らかにした上で、以下の方法により区分すること。

介護保険事業とその他の事業を区分すること。

各介護保険サービスを区分すること。

特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売の収入額をそれぞれで把握すること。

ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合については、収入額がそれぞれ把握できれば同一の会計として処理して差し支えありません。

3. 特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成に関すること

(1) 計画書様式の同意署名欄に一部不備がある。

☞ 1. 特定(介護予防)福祉用具販売計画について、利用者へ説明し、同意を得て交付したことが書面で確認できるよう、署名欄の「説明・同意」の後に「交付」等の文言を追記してください。

2. 本市においては、利用者本人が署名できず代筆者が署名する場合には、代筆者名及び続柄の記載を必要としているため、代筆者署名欄を設けるなど様式を調製してください。

(2) 基本情報に記載する内容が不十分な事例がある。

☞ 基本情報の記載漏れが散見されたため、記載漏れのないよう注意してください。

4. 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関する事

- (1) 1. 内部研修を実施しているとのことであったが、実施を確認することができる記録がなかった。
2. 外部研修に参加し、参加できなかった職員については資料を回覧する等により情報共有をしているとのことであったが、一部情報共有を行ったことが確認できないものがあった。
- ☞ 事業者が研修の機会を確保するという観点から、福祉用具専門相談員が各自で研修会に参加した場合や事業者が研修会を開催した場合は、資料等を記録として残し、福祉用具専門相談員全員で情報を共有するようにしてください。
- また、情報共有を行うに当たっては、資料等の回覧の際に確認印を押す欄を設ける等により、漏れなく情報共有ができる体制を整えてください。